

2018年7月1日

一般社団法人全国サービサー協会

理事長 田邊 正博

1 第9回定時社員総会開催

一般社団法人全国サービサー協会は、平成30年6月29日第9回定時社員総会を開催し、別紙の通り新役員を加えた人事を決定しましたのでご報告致します。

今回の定時社員総会では、2018年度事業計画の基本方針として、「サービサー業務を通じて、日本経済の再生に貢献する」2018年度テーマ「サービサー法改正実現と関係法令遵守態勢強化」を掲げた事業計画を提案し、満場一致で可決されました。

2 一般社団法人全国サービサー協会の歩み

- (1) 平成10年10月16日公布（平成10年法律第169号）されました「債権管理回収業に関する特別措置法」（以下「サービサー法」という）の円滑な運用と健全なサービサー業界の発展をめざして、平成12年10月16日に全国サービサー協会（任意団体）が設立されました。
- (2) その後、不良債権の処理、債権の流動化促進に向けたさらなるインフラ整備の必要性が政府をはじめ経済、金融団体から強く要望され、当協会からも法改正要望書を提出して参りましたところ、サービサーの取扱い対象債権を拡大する改正サービサー法が平成13年6月13日成立しました（施行は同年9月1日）。
- (3) 平成21年4月1日には、より一層の協会活動を活性化させるため、任意団体である全国サービサー協会を一般社団法人化し、一般社団法人全国サービサー協会を設立致しました。

3 本年度の取組み

- (1) 本年度の最重点課題は、①サービサー法改正に向けた取組みの継続、②20周年記念事業の取組み、③会員会社とのコミュニケーションの充実、④債権法改正に関する取組みです。
- (2) サービサー法の改正については、サービサーに対する社会のニーズが当初の不良債権処理に加え、事業再生や公共サービスの健全化等に拡大してきていることを受け、法改正要望書を策定しました。直近で与野党間協議をしていただき、改正要望書に基づく改正法律の条文も作成いただきました。業界の悲願として「法改正の実現」に取り組んで参ります。
- (3) 本年度は、上記基本方針に基づき、各課題に取組み、自主規制団体としての役割を果たしていく所存でございます。

4 事務所所在地

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-4 第一麹町ビル4階

電話 03-3221-5222 FAX03-3221-5223

E-mail kyoukai@servicer.or.jp URL:<http://www.servicer.or.jp/>

以上

2018年度 一般社団法人全国サービサー協会役員

理事長（新任）	田邊 正博 (許可番号 2 日本債権回収株式会社)
副理事長	大倉 雄一 (許可番号 28 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社)
副理事長	山田 晃久 (許可番号 20 株式会社山田債権回収管理総合事務所)
副理事長（新任）	齋藤 猛雄 (許可番号 22 あおぞら債権回収株式会社)
常務理事	宮田 良一 (一般社団法人全国サービサー協会)
理事	勝部 通男 (許可番号 5 アビリオ債権回収株式会社)
理事	小林 英利 (許可番号 7 ニッテレ債権回収株式会社)
理事	酒井 貴行 (許可番号 11 オリックス債権回収株式会社)
理事	宮武 信夫 (許可番号 34 ジェーピーエヌ債権回収株式会社)
理事	森 幸一 (許可番号 48 日立キャピタル債権回収株式会社)
理事	芳澤 信一 (許可番号 51 アイ・アール債権回収株式会社)
理事	大谷 秀逸 (許可番号 91 株式会社住宅債権管理回収機構)
理事（新任）	表寺 務 (許可番号 27 エー・シー・エス債権管理回収株式会社)
理事（新任）	難波 潔 (許可番号 47 保証協会債権回収株式会社)
監事	大井 正季 (許可番号 38 やまびこ債権回収株式会社)
監事（新任）	川崎 信一郎 (許可番号 53 系統債権管理回収機構株式会社)

以上